

第22回参議院議員選挙のお知らせ

当地における第22回参議院議員通常選挙に関する在外選挙は、以下のとおり実施されます。

1 実施期間

平成22年 6月25日(金)～平成22年 7月 3日(土)

*国内投票日 平成22年 7月11日(日)

2 投票時間

午前9時30分から午後5時まで

3 当地における投票場所

在デンマーク日本国大使館広報文化センター

4 注意事項

在外選挙人証及び旅券等写真付きの公的機関が発行した身分証明書をご持参ください。

郵便投票からの切り替えをご希望の方は、受領された投票用紙、各種封筒も併せご持参ください。

より詳細にお知りになりたい方は、次のページ以降ををご覧ください。

在外選挙のご案内

1. 選挙日程

- 第22回参議院議員通常選挙は、次のとおり実施されます。
 - 公 示 日 : 平成22年6月24日(木)
 - 在外選挙の開始日 : 平成22年6月25日(金)
 - 日本国内の投票日 : 平成22年7月11日(日)

2. 投票方法

- 在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は、「① 在外公館投票」、「② 郵便等投票」、「③ 日本国内における投票」のうち、いずれかの方法により投票することができます。
- 今回実施されます参議院議員通常選挙では、比例代表選出議員選挙に加えて選挙区選出議員選挙にも投票することができます。
- 詳細は最寄りの日本大使館・総領事館及び出張駐在官事務所にお問い合わせいただくか、次のホームページをご覧ください。
 - ・ 外務省ホームページ・アドレス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>
 - ・ 総務省ホームページ・アドレス http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/senkyo/index.html

① 在外公館投票

在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館及び出張駐在官事務所（以下「在外公館」という。）であれば、どこの在外公館でも投票できます。

なお、在外公館投票をすることができる在外公館につきましては、最寄りの在外公館にお問い合わせいただくか、外務省のホームページでご確認ください。

【投票記載場所】

原則として、在外選挙を実施する在外公館の事務所内等に投票記載場所が設置されません。

【在デンマーク日本国大使館：広報文化センター】

【投票期間】

平成22年6月25日(金)～7月 3日(土) (注：各館毎に記入)

選挙の公示日の翌日から各在外公館ごとに定められた投票締切日までとなります。

【投票時間】

現地時間の午前9時30分から午後5時までです。

なお、一部在外公館においては投票時間が異なる場合がありますので、最寄りの在外公館にお問い合わせいただくか、外務省のホームページでご確認の上お越してください。

【持参書類】

「在外選挙人証」及び「旅券等の身分証明書(注)」

(注) 旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書(例：運転免許書、外国人登録証等)でも差し支えありません。

② 郵便等投票

登録先の市区町村選挙管理委員会宛に、投票用紙等の交付請求を国際郵便で直接行い、入手後に同用紙等に記入の上、再び登録先の市区町村選挙管理委員会へ直接郵送する方法です。

【投票用紙等の請求】

あらかじめ登録先の市区町村の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」（在外選挙人証が交付される際に添付されている「在外投票の手引き」の中にある書式（コピー可、総務省ホームページ等からも入手できます。))を郵送して、投票用紙等を直接請求してください。

投票用紙等請求書への記入に当たっては、投票を希望される選挙の種類を○印で囲み、「署名」欄には在外選挙人名簿登録申請の際に記入した署名と同様の署名を必ず本人が自署してください。

※ 投票用紙等の請求は、日本国内の投票日の4日前までは、いつでも請求することができますので、郵送日数を考慮して早めに請求してください。

※ 在外公館では、郵便等投票用の投票用紙等の請求は受け付けておりませんので、ご注意ください。

【投票用紙等の交付】

投票用紙等の請求を受けた登録先の市区町村選挙管理委員会は、投票用紙等を請求者に対し直接郵送して交付します。（在外選挙人証も一緒に返送されます。）

【投票用紙等の送付】

投票用紙等の交付を受けた後、選挙の公示日の翌日（6月25日）以降、同用紙等に記入の上、日本国内の投票日（7月11日）の午後8時までに投票所に到達するように、登録先の市区町村選挙管理委員会宛に郵送してください。

● 投票用紙の記入と送付の手順

- (1) 登録先の市区町村選挙管理委員会から投票用紙等が届きましたら（在外選挙人証も一緒に返送されます。）、選挙の公示日の翌日以降に、選挙区選出議員選挙についてはクリーム色の投票用紙に候補者氏名を一つ記入し、比例代表選出議員選挙については白色の投票用紙に候補者の氏名又は政党等の名称（略称）を一つ記入します。
- (2) 記載済みの投票用紙をそれぞれ同じ色の内封筒に封入します。
- (3) 外封筒に、投票記入年月日、投票記載場所（国名）、投票者の氏名、署名、在外選挙人証の交付番号を記入します。署名は必ず本人が行い、在外選挙人名簿登録申請書に記入したものと同様の署名をしてください。
- (4) 内封筒を外封筒に封入し、更に送付用封筒に入れて封をして登録先の市区町村選挙管理委員会宛に郵送してください。

① 日本国内における投票

選挙の時に一時帰国した場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3ヶ月間）は、在外選挙人証を提示して国内の投票方法（次の(1)から(3)までのどれか）を利用して投票することができます。日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

【公示の日の翌日から国内投票日の前日までの間】

- (1) 期日前投票

在外選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(2) 不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。事前に在外選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に対し投票用紙等を請求し交付を受けておく必要があります。

【日本国内の投票日当日】

(3) 投票所における投票

在外選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

海を越え
あなたの想いが
日本で開く

在外選挙制度

海外からも日本の国政選挙の投票ができます。

外務省

2010年、参議院議員通常選挙が行われます。

あなたの一票を、日本の国政に届けます。
投票するためには、あらかじめ「登録申請」が必要です。

詳しくは下記ホームページをご覧ください

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/> 総務省 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/senkyo/

海外からも日本の国政選挙の投票ができます。

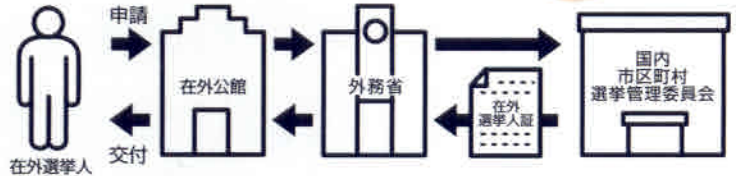
在外選挙では、衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選挙・再選挙に投票することができます。

海外から投票するためには、あらかじめ「登録申請」が必要です！

海外での居住期間が3か月未満の方でも登録申請ができます。
在外公館の窓口で在留届の届出と一緒に申請しましょう。

登録申請について

海外から投票するためには、在外選挙人名簿への登録申請を行い、事前に在外選挙人証を取得しておく必要があります。申請受付は日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)で行っています。登録申請より在外選挙人証の受領まで2~3か月を要しますので、在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに登録申請手続きをお願いします。



登録資格

- ①年齢満20歳以上の方
 - ②日本国籍をお持ちの方
(居住国への帰化等により日本国籍を失った方は対象になりません)
 - ③海外にお住まいの方
(住所を管轄する在外公館(大使館・総領事館)の選挙管轄区域内に3か月以上お住まいの方(居住期間が3か月未満の方でも登録申請ができるようになりましたので、在留届の提出と同時に提出していただくことができます。))
- ※居住期間が3か月未満の方の申請の場合、在外公館では申請書を一旦お預かりし、居住期間の3か月経過時に改めて申請者の方の住所を確認した上で、手続きを再開することとなります。この場合、手続き再開から在外選挙人証の受領まで2~3か月を要することとなりますのでご注意ください。

日本国内の最終住所地の市区町村に転出した旨の届出(転出届等)を行っていない方は、先に届出を済ませた上で登録申請を行ってください。

申請書の提出方法

- ①申請者本人が直接、大使館または総領事館に出向いて申請してください。
※申請書は在外公館に備え付けてあります。
なお、総務省のホームページからもダウンロードできます。
- ②申請者の同居家族等*を通じた申請も可能です。
*同居家族等には、在留届の氏名欄に記載されている方及び同居家族欄に記載されている日本国籍の方が該当します。

申請時の持参書類 (次の書類を必ずお持ちください)

- (1)申請者本人による申請
 - ①申請者本人の旅券
※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、居住国の外国人登録証、滞在許可証等)
 - ②大使館・総領事館の選挙管轄区域内に居住していることを確認できる書類
 - (a)引き続き3か月以上居住されている方
住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証等。
ただし、在留届を管轄の在外公館に3か月以上前に提出済みで申請書と同一の住所の場合は不要です。
 - (b)申請時における居住期間が3か月未満の方
申請時の時点までの住所を確認できる書類。
- (2)同居家族等を通じた申請
上記①②の他に、以下の③④の書類が必要です。
 - ③申請者本人が自署した申請書及び申出書
 - ④申請を行う同居家族等の日本国旅券
(旅券以外の身分証明書は認められません)

申請書の受付場所

在外選挙人名簿への登録申請手続きは、あなたがお住まいの住所を選挙管轄している大使館や総領事館の領事窓口で受け付けています。

在外選挙人証の受領

選挙管理委員会で作成された在外選挙人証は登録申請を受け付けた在外公館での受領の他、在外公館から郵送することも可能ですので、登録申請時に受領方法を選択してください。

<ご注意>

1. 日本国籍を失った場合や、帰国後市区町村で転入届を提出してから4か月経過した場合は、在外選挙人名簿から登録抹消されますので、在外選挙を行うことはできません。また転入届から短期間の滞在の後に再度海外に転出した場合でも、同様に登録抹消されますので、改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要となります。
2. 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。

<登録後に転居・結婚などで住所・氏名が変わった場合>
在外選挙人証に記載されている住所や氏名等に変更が生じた場合は、お住まいの住所を選挙管轄している在外公館を通じて在外選挙人証の記載事項変更の手続きを行ってください。

<在外選挙人証の再発行>
在外選挙人証を紛失したり、市町村合併により登録先の選挙管理委員会の名称等に変更があった方は、お住まいの住所を選挙管轄している在外公館を通じて在外選挙人証の再交付申請を行ってください。

「在留届」をご存知ですか？

在留届は、海外でクレーダー、テロ、自然災害等の大規模緊急事態が発生した際に、在外公館が在留邦人の皆さんの安否確認や、事件・事故等に遭われた際の支援などを行う際に必要です。渡航先で3か月以上滞在予定の方は、滞在先の住所を管轄する在外公館に在留届を提出してください。転居・帰国・結婚等により届出事項に変更が生じた場合も、忘れずに変更の届出をお願いします。
詳しくは外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>)をご覧ください。

詳細は、日本大使館・総領事館までお問い合わせください

詳しくはホームページまで

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

※上記のホームページには、日本大使館・総領事館の案内(所在地・電話番号)のほか、在外選挙に関して、日本大使館・総領事館の選挙管轄区域、登録申請案内等の情報が掲載されています。